研究費の使用に関する

不正防止計画

２０２６年7月1日

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

目 次

序 章 センターとしての基本方針及び行動規範・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１章 責任体系の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・4

第３章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の見直し・・・・・・・・ 7

第４章 研究費の適正な運営・管理活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第５章 情報発信・共有化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第６章 モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

序 章

研究費の不正防止対策に関する基本方針に基づき、研究費の使用に関する不正防止計画を策定する。なお、本計画は基本方針における“最上位”の計画であることを付言する。

本計画では、以下の項目について定める。

１．責任体制の明確化

２．研究費に関する職員の行動規範

３．不正使用の未然防止

４．不正発生時の対応

不正防止対策の基本方針（抄）

当センターは、病院と研究所が一体となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究開発を行い、その成果をもとに高度先駆的医療を提供するとともに、全国への普及を図ることを使命としている。そして、これらの活動は、競争的研究費をはじめとした研究費によって支えられている。

このため、研究費については、厳正に管理・運営する必要があり、とりわけ競争的資金等の公的研究費は国民の貴重な租税が原資となっていることを十分認識する必要がある。

これらの理念に基づき、研究費の不正使用防止に向けた体制を整備することは、当センターのミッションである精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究を実施し、社会からの要請に応えるために必要なものである。

研究活動及び研究資金の適正な運用のため職員が守るべき以下の行動規範を制定しています。

行動規範

当センターの理念に沿って研究を行うために、職員は以下（１）～（３）の行動規範に則って研究の運営・管理に当たる必要がある。また、以下の行動規範を遵守するために、コンプライアンス教育を受講する等の具体的な対策を実施する必要がある。

（１）不正行為を行わないこと

（２）不正行為に加担しないこと

（３）不正行為を助長しないこと

第１章 責任体系の明確化

１．責任体系について

（１）最高管理責任者について

最高管理責任者は、理事長とする。なお、最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限については、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおける研究費の適正な運営管理の確保に関する規程（平成２２年４月１日規程第４８号）（以下、「規程」という。）第３条のとおり。

（最高管理責任者）

第３条　研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

２　最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

３　最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者責任者が研究費の運営・管理等を適切に行うことができるよう、以下各号の役割を担うものとし、率先して不正防止に努める。

一　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

二　基本方針や不正防止計画の策定に当たっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

三　最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

（２）統括管理責任者について

統括管理責任者は、研究担当理事とする。なお、統括管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限については、規程第５条のとおり。

（統括管理責任者）

第５条　最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

２　統括管理責任者は、研究部門を担当する理事をもって充てる。

３　統括管理責任者は､不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、研究の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な実施計画を策定する。実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すこととする。また、実施計画に基づく実施状況については、最高管理責任者に報告する。

（留意事項）

・コンプライアンス教育には、主として下記の事項を盛り込む。

①研究費の使用ルール

②不正防止対策の理解や意識を高めるための具体的な事項

③機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項

④不正が発覚した場合のセンターにおける処分、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置

⑤センターで行っている不正対策の内容

・啓発活動とは、コンプライアンス教育の内容を踏まえて意識の向上と浸透を図ることを目的とするものであり、実施にあたっては下記の事項を満たすよう留意する。

①不正防止計画、内部監査の結果や、実際に発生した不正事案及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものであること

②一斉メール、センターポータルへ掲載する等の手段により、全ての職員へ伝わるよう、四半期に１回程度、定期的に実施すること

（３）研究に係るコンプライアンス推進責任者について

コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限については、規程第６条のとおり。

（コンプライアンス推進責任者）
第６条　センターの各組織における研究費の運営・管理について責任を負う者として、コンプライアンス推進責任者を置く。
２　コンプライアンス推進責任者は、各組織の長をもって充てる。
３　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事項を実施する。
一　自己の所管する組織における研究費の不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
二　研究費の不正防止を図るため、自己の所管する組織内の研究等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
三　自己の管理監督する又は指導する部局等において、研究の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を実施すること。
四　自己の所管する組織において、構成員が、適切に研究等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

（４）監事の役割について

監事の役割、責任の所在・範囲と権限については、規程第７条のとおり。

（監事）
第７条　監事は、センターの研究の運営・管理について次の各号に掲げる事項を実施する。
一　不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についてセンター全体の観点から確認し、意見を述べる。
二　監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング及び内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果について定期的に理事会等で報告し、意見を述べる。

第２章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

１．研究活動及び研究資金等に係る事務処理手続等に関するルールの周知

以下、２．に掲げるセンター規程やマニュアル等について、下記のとおり周知を行う。

（１）ルールの全体像を体系化し、ホームページに公表する等の方法により、研究活動及び研究資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。また、競争的研究資金等を財源とした謝金・旅費等の支給を受ける研究員等に対しても、ルールの周知を行う。

（２）２．のルールについて、説明会を年１回以上実施し、ルールの理解度を把握する。理解度が十分でない場合は、説明会や研修会による啓蒙活動を強化する等の対策を講じる。

（３）行動規範をセンターポータル内に掲示することにより、その浸透に努める。

２．センターが遵守する関係法令、規程等について

（１）センターが遵守する研究活動に関するガイドライン

① 研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン（平成２６年8月２６日文部科学大臣決定）

② 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

（平成２７年１月１６日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

（平成２９年２月２３日科発第１号一部改正）

③ 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

④ 遺伝子治療等臨床研究に関する指針

その他、研究の内容に応じ、必要な法令、指針等の内容を遵守する。

（２）センターが規定する研究に関するルール

① 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター人を対象とする医学系研究倫理規程（平成２２年規程第４４号）

② 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター研究不正防止規程（平成２６年規程第２５号）

③ 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター研究インテグリティ確保に関する規程（令和６年規程第１１号）

④ 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター安全保障輸出管理規程（令和６年規程第１２号）

（３）センターが遵守する科学研究費補助金のルール

① 科研費ハンドブック２０２５年度版
（令和７年５月文部科学省研究振興局独立行政法人日本学術振興会）

② 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
（平成１９年２月１５日（令和３年２月１日改正）文部科学大臣決定）

③ 科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局 委託契約事務処理要領
（平成１９年２月制定（令和３年３月改正）文部科学省 科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局）

（４）センターが遵守する厚生労働科学研究費補助金のルール

① 厚生労働科学研究費補助金等取扱規程
（平成１０年４月９日厚生省告示第１３０号）
（令和５年１２月１５日厚生労働省告示第３３０号一部改正）

② 厚生労働科学研究費補助金等取扱細則
（平成１０年４月９日厚科第２５６号厚生科学課長決定）
（令和６年１２月２４日科発１２２４第１号一部改正）

③ 厚生労働科学研究費補助金等事務処理要領
（平成２８年１１月２日厚生労働省大臣官房厚生科学課）
（令和７年３月３１日科発０３３１第２号一部改正）

④ 厚生労働科学研究費補助金等における事務委任について
（平成１３年７月５日厚科第３３２号厚生科学課長決定）
（平成２６年年３月３１日 一部改正）

⑤ 厚生労働科学研究費補助金等における間接経費の取扱いについて

（平成１３年７月５日厚科第３３３号厚生科学課長決定）

（令和７年３月３１日一部改正）

⑥ 厚生労働科学研究費補助金等により取得した財産の取扱いについて

（平成１４年６月２８日厚科第０６２８００３号厚生科学課長決定）

（令和２年１２月２１日一部改正）

⑦ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

（平成２６年３月３１日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

（令和５年１２月２２日一部改正）

（５）センターが遵守する日本医療研究開発機構研究費に関するルール

① 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 委託研究開発契約事務処理説明書※

※直近年度の最新版を確認すること

（６）センターが規定する研究費に関するルール

研究費を執行するうえで、次のセンター規程等を遵守する。

① 研究費の適正な運営管理の確保に関する規程（平成２２年４月１日規程第４８号）

② 非常勤職員給与規程（平成２２年４月 １ 日規程１４号）

③ 旅費規程（平成２２年４月 １ 日規程２７号）

④ 会計規程（平成２２年４月 １ 日規程３２号）

⑤ 精神・神経疾患研究開発費取扱規程（平成２２年４月 １ 日規程６０号）

⑥ 研究費の管理・監査の実施基準（平成 24 年基準第４号）

（７）センターが遵守するその他ルール

財団等から交付を受けた研究費については、交付元の助成マニュアル等を遵守する。その他関係法令、規程等を遵守する。

（８）告発等の取扱（通報窓口の設置）

① 通報窓口は、内部通報窓口及び外部通報窓口とする。

② 通報窓口の場所及び連絡先は、以下のとおり。

（内部通報窓口）

・研究に関すること

ア 住 所：東京都小平市小川東町 4-1-1

イ 担当者：企画医療研究課長

ウ 電 話：042-341-2711（代表）

エ 電子メール： matsui-yuki (a)ncnp.go.jp

・内部通報全般に関すること

ア 住 所：東京都小平市小川東町 4-1-1

イ 担当者：監査室長

ウ 電 話：042-341-2711（代表）

エ 電子メール： kouekitsuho-soudan(a)ncnp.go.jp

※E-mail は上記アドレス(a)の部分を@に変えて使用する。

（外部通報窓口）

ア 住 所：東京都千代田区有楽町 1-9-4　蚕糸会館 9 階

イ 担当者：高田法律事務所　高田　洋平弁護士

ウ 電 話：03-3240-6761（代表）

エ 電子メール：　ncnp_wp_takadalaw(a)ymail.ne.jp

※E-mail は上記アドレス(a)の部分を@に変えて使用する。

③ 受付の方法等については、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおける研究費の適正な運営管理の確保に関する規程及び国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター内部通報及び外部通報事務手続等に関する規程のとおり

第 3 章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の見直し

1．不正防止計画の実施状況の確認

統括管理責任者は、毎年度、コンプライアンス推進責任者から不正防止計画の実施状況を確認したうえで、不正を発生させる要因を把握し、次年度の不正防止計画を策定し、最高管理責任者へ報告する。

2．関係法令等との整合の確認

（1）関係法令、規程等の制定、改正等が不正防止計画に影響があるかを下記について、年 1 回程度確認を行う。

（2）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等自己評価チェックリストの内容について、現状を確認して、見直しの必要性を確認する。

3．不正防止計画の見直し

内部監査結果、窓口相談へ寄せられた相談内容、他機関で発生した不正事案等の

不正を発生させる要因が新たに把握され、不正防止計画を見直す必要がある場合は、不正防止計画の見直しを行う。

4．不正防止に向けた具体的な取り組み

不正防止のため、下記の事項に取り組む。

①コンプライアンス教育を以下のとおり実施する。

一．コンプライアンス教育は不正を事前に防止するために、研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、自身が取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的とする。

二．コンプライアンス教育は、入職時及び毎年度コンプライアンス教育に係る研修会や、e-learning 講習を開催し、その理解度の調査を実施する。また、その他の適当な方法により研究者等の規範意識の向上を図る。なお、理解度の調査の結果について問題があると認められる場合は必要な措置を講ずる。

三．センターを本務としない研究者等は、本務の研究機関等で受講したことを確認したことを確認できる書類を提出した場合に限り、受講したものとみなす。

②啓発活動を以下のとおり実施する。

一．啓発活動はコンプライアンス教育の内容を踏まえ、不正防止に向けた研究者等の意識の向上と浸透を図ることを目的とする。

二．啓発活動は、既存の会議やリスクマネジメントを通じた意識啓発、会議体・Web サイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、意識調査の実施等により、少なくとも四半期に 1 回程度実施することとし、内部監査結果、他機関の不正行為の事例及び当センターの不正防止に対する取組等を啓発活動に活用することとする。

③不正を行わないこと等を求める誓約書の提出を求める。

一．センターにおいて研究活動を行う研究者等は、コンプライアンス教育を受講の上、研究費の運営管理に関する誓約書を不正防止計画推進部署へ提出しなければならない。

二．誓約書を提出しない研究者等は、センターにおけるすべての研究費の運営・管理に関わることができない。

④研究者の直接発注を原則として禁止し、発注から支払いまで事務部門で取り扱う。

一．英文校正・学会用ポスター印刷等事務部門からの発注が合理的とは言えないの、もしくは試薬・解析等発注手段がインターネットサイトに限られるものを除く。

二．直接発注であっても、センターの規程等に則り、経済性、業者選定の合理性等の根拠を確保し、直ちに発注依頼書を提出する。なお、発注者が説明責任を果たす必要があることを十分に理解して実施すること。

三．直接発注の金額上限は、1 発注あたりそれぞれ物品 250 万円未満、役務 200 万円未満、賃貸借 150 万円未満（全て税込）とする。なお、工事については直接発注を認めない。

⑤不正防止の為、取引業者からは誓約書の提出を求める。

一．対象は前年度の取引額が税込 50 万円以上発生した業者とするが、公的機関等誓約書の提出を求めることがそぐわない者に対しては、省略することができる。なお、少額随契基準額以上の取引が生じた場合は、取引発生時に徴収することとする。

二．同一業者には複数回の提出は求めないこととし、毎年度説明文書の送付等による注意喚起を行う。

⑥検収はまず事務部門で実施し、その後現場担当者で実施し二重に行う。

一．実験動物、アイソトープは現場職員による検収とする。

二．プログラム、機器保守等実物の検収が困難なものについては、要求者による確認のほか、成果物のスクリーンショット、データ入力の一部抜粋などで確認を行うこととする。

三．システム、HP の保守料等については、要求者による仕様の確認に加え、事務部門による契約内容等の確認を併せて行うこととする。

⑦換金性の高い備品については、財源等を明記したシールを発行し、台帳にて管理を行うとともに、定期的に実査を行う。

⑧各部門にて日常的にモニタリングを行うとともに、発注時は発注依頼内容を確認の上、購入個数、内容等に疑義があれば研究者に問い合わせを行う。

⑨研究費取り扱い口座はセンターにて一元管理する。

⑩内部監査、会計監査法人による指摘事項に適切に対応する。

第 4 章 研究費の適正な運営・管理活動

1．研究費執行状況の管理

研究費は国民から負託された財源であり、研究に直接従事する者がそのことを常に意識し、研究費の適正な執行に努める。また、効果的・効率的に執行し、社会に対して説明責任を果たす。

2．研究費執行状況の検証

事務部門においても、研究費の受け入れや、その執行状況について、継続的にモニタリングを実施し、研究費の適切かつ効果的・効率的な執行を促す。また、執行が年度末に集中することがないよう、進捗が遅れている場合は、円滑に執行できるように働きかけを行い、場合によっては、繰越制度や不要額返還制度の適用のアドバイスを実施し、適切な研究費の執行に努める。

第５章 情報発信・共有化の推進

相談受付窓口の設置

・相談受付窓口は、企画医療研究課とする。

・相談受付窓口の場所

【住 所】東京都小平市小川東町 4-1-1

【場 所】管理棟３階

【担当者】研究係長

・相談受付方法及び相談受付窓口の連絡先は、以下のとおり

【電話】042-341-2711（代）（内線：2199）

【電子メール】kenkyu-ul(a)ncnp.go.jp

※E-mail は上記アドレス(a)の部分を@に変えて使用する。

第６章 モニタリングの実施

不正防止計画を実効性のあるものとし、研究管理体制の継続的改善を図るため、第１章から第５章までの様々な不正防止に係る計画について、それを監視していく仕組み、枠組みが必要であるため、監査室による定期的な内部監査の実施、及び会計監査人と協力し、不正発生リスクを事前に排除していく等のモニタリングを実施していく。